

○やまと広域環境衛生事務組合議会処務規程

(平成23年5月30日議会訓令甲第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第4項の規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合議会に書記長を置く。

(職務)

第2条 書記長は、議長の命を受け、議会事務を掌理する。

(公印)

第3条 公印の種類、刻字、寸法及び個数は別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いについては、やまと広域環境衛生事務組合文書取扱規程(平成23年御所・田原本環境衛生事務組合訓令甲第1号)の例による。

附 則

この訓令は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成24年議会訓令甲第1号)

この規則は、訓令の日から施行する。

別表(第3条関係)

種 類	刻 字	寸法(mm)	個 数
議会印	やまと広域環境衛生 事務組合議会之印	2 5 × 2 5	1
議長印	やまと広域環境衛生 事務組合議長印	2 4 × 2 4	1